

西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺対策装置の普及を促進することにより、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 不特定多数の者に電話をすることを主な手段として、通話相手を欺いて財物を交付させようとする詐欺行為をいう。
- (2) 特殊詐欺対策機能 特殊詐欺対策のための次のア又はイに掲げる機能をいう。
 - ア 通話内容を録音することができ、電話着信時に通話内容を録音することを自動的に相手に伝える機能
 - イ 電話着信時に、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信であるかどうかを自動で判別して、該当する場合は、当該着信を拒否し、又は当該着信であることを通知する機能
- (3) 特殊詐欺対策装置 固定電話機に装着できる装置であつて特殊詐欺対策機能を有するもの又は特殊詐欺対策機能を有する固定電話機の本体をいう。
- (4) 高齢者 西尾市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が65歳以上である者をいう。
- (5) 世帯 市の住民基本台帳に記録されている世帯をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の高齢者を含む世帯において、新品の特殊詐欺対策装置（家庭で使用することを目的とするものに限る。）を1台購入する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所登録があり、実際に居住している者
 - (2) 高齢者又はその属する世帯の構成員で申請年度末日に満19歳以上となる者
 - (3) 過去にこの要綱に基づく補助金（他の市区町村の同様の補助金を含む。）の交付を受けた世帯に属していない者
 - (4) 西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められない者
 - (5) 市税の滞納がない者
 - (6) 特殊詐欺対策装置設置後に発生した特殊詐欺被害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
 - (7) 特殊詐欺対策装置を設置する電話機又は特殊詐欺対策機能を有する電話機を自ら居住する市内の住宅に設置することとし、転売等を目的としない者
 - (8) 西尾市内に存する店舗から新品の特殊詐欺対策装置を購入し、及び設置した者
 - (9) この補助金の交付を受けた後に、前各号の要件に虚偽があったことが判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承する者
- （補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺対策装置の1台分の購入費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換等に係る経費
 - (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
 - (4) 補助対象機器の設置に係る経費
 - (5) 補助対象機器の配送に係る経費
 - (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分
- （補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、7,000円を上限とする。

（交付の申請及び実績報告）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策装置を購入した日から30日を経過した日又は購入日の属する年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日までに西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者が補助対象経費の支払手続を完了したことを証する書類の写し（購入日、購入した店舗名、購入者名、購入品名、品番及び購入した特殊詐欺対策装置の価格が確認できるものに限る。）
 - (2) カタログ等、購入した特殊詐欺対策装置の機能が確認できるもの
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金交付決定通知書を受けた後、速やかに西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第11条 補助対象事業により取得した特殊詐欺対策装置については、法令等の規定に基づき適正に管理し、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない場合については市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、補助対象者の責めに帰すべき事由以外の事由で特殊詐

欺対策装置を処分するとき

(2) その他、やむを得ない事情があるとして市長が認めたとき

2 市長の承認を受けて特殊詐欺対策装置を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第12条 市長は、補助対象事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令等に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、西尾市特殊詐欺対策装置購入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金の交付の決定を取り消された者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に購入された特殊詐欺対策装置に係る補助金の交付について適用する。

2 市長は、この要綱の施行後4年6か月を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。